

## 懇談テーマ1

自治会加入促進条例の制定について

野崎地区自治会では、毎年自治会会員の減少傾向が続いている。

今後、この減少加入率に歯止めをかける方策等の検討をしていただき、自治会活性化や加入促進に特化した条例の制定を提案する。

### 【回答】

自治会加入率の減少につきましては、野崎地区はもとより、本市全体、さらには全国的な傾向として指摘されているところであります。

本市における自治会加入率の推移につきましては、10年前と現在の状況を比較しますと、市全体の加入率は、平成24年度が68.7%、令和4年度が60.3%で、8.4ポイント減少しております。野崎地区の加入率は、平成24年度が81.2%、令和4年度が72.5%で、8.7ポイント減少している状況であります。

自治会加入率減少の要因といたしましては、単身世帯、女性・高齢者雇用の増加等のライフスタイルの変化などを背景とした「未加入者の増加」、高齢による役職や会費の負担を理由とした「退会者の増加」などが挙げられており、ここ数年にわたる新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面での活動に制約が生じてしまったことと併せて、自治会活動における持続可能性の低下が危ぶまれているのが現状であります。

さて、自治会加入促進条例の制定とのご提案でございますが、平成25年9月30日、本市では、自治の基本理念や基本原則、市民の権利、市民・議会・市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、まちづくりへの市民参加や協働に関する基本的な事項を定める「大田原市自治基本条例」を制定いたしました。本条例の前文では、「大田原市に住み、働き、学び、活動する私たちは、自治によるまちづくり（以下「自治」という。）の担い手の一人としての責任を有しています。」と規定しており、「市民が自治の主体である」ことを宣言しています。

また、第5条（市民の権利、役割及び責務：市民として自覚しておくべきこと）、第4項において「市民は、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自ら自治組織の活動に参加し、相互に助け合い、地域課題の解決に努めるものとする。」と規定しており、「市民の役割や責務について、さらに踏み込んだ形で、自治組織活動への参加、相互の協力や助け合い、地域課題の解決に向けた行動に努める」こととしております。

地域の防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、自治会の皆様が中心的な役割を果たし、様々な活動にご尽力いただいておりますが、人口減少、高齢化が進むなか、地域の助け合いの基盤である自治会の役割は今後ますます重要になることが想定されます。

市といたしましても、「大田原市自治基本条例」の規定に基づき、市民が行う公共的活動への市民参加に向けた環境の醸成に努め、自治会活動の向上及び活性化の方策について、大田原市区長連絡協議会等と協議しながら、地域活動の持続可能性の向上に努めてまいります。

### 懇談テーマ1【再質問】

市民に対しての考え方はこういう形かと思いますが、大田原市として企業に対して、自治会費の協力をこちらの方ではしていますけれど、それに対して、協力いただけない企業に対して、当然地域貢献という形で市の工事等の入札業者等に関しては、多分、評価点が落ちていると思うんですよ。

評価点の評価の仕方として、自治会費を払っている業者には単純に10点で、自治会費を払っていない企業に対しては0点という形で、評価点の違いを大田原市ではやられていますでしょうか。

#### 【回答】

要は入札参加資格の評価に加算する点数として、企業が自治会費を払っている場合には点数を加算するというようなものをつくる、創設することを考えているかというご質問かと思いますが、今現在、そのような加点については設けておりません。

### 懇談テーマ1【再質問】

今、市の方はそういう方向であると言うのであれば、企業さんに協力していただくとしている自治会としては非常に困る話なので、最低でも地域貢献されてない業者に指名権を与えるということ自体がおかしいことではないかと思うのですが、いかがでしょう。

#### 【回答】

入札につきましては、市長部局が内容を決めてそれで加算するということではございませんので、我々建設部なり総合政策部がそれを提案して加点するということは、今のところはできないと考えてございます。

### 懇談テーマ1【再質問】

土木業者の評価点というのは毎年1回公表されて、AランクBランクという評価点が多分公表されて、入札指名条件の中にAランク以上の業者指名とか、そういった形で多分入札をされているかと思うんですよ。

その中の評価点として、要は自治会に入っているか入っていないか、その辺をきちんと評価した上で。

たまたま、うちの方の近所で、今、下水道工事をやられている業者がありまして、「砂利を敷いてほしい公共の場所があるんだよね。」という話をしたら、「地域貢献ですからすぐにもやります。」ということで、やっていただきました。

そういう業者もあれば、全く自治会に払ってない業者が、市の指名を受けて工事をしていているというのは、市民としては納得いかない話かと思うのですが。

それは、先ほど言われたAランクBランク決定づけの段階で評価すれば良い話ではないのでしょうか。

#### 【回答】

お話の中身については一定程度、私どもも地元貢献というのは理解できる部分もございます。ただ、AランクBランクにつきましては、会社の規模であるとか、技術力というのが大きく影響してきますので、そのランク付けまで変えるのがどうかというところについ

ては、私どもの方では何とも申し上げることができませんけれども、いずれにしても、そういったランク付けであるとか、点数をつけるにあたっては、指名選考委員会という別の組織がございまして、そちらの中で決めていくべきことになるかと思っておりますので、この場では、私の方ではそれを加点する減点するというようなことについては、今の段階ではお伝えすることができないというのが現状でございます。

### **懇談テーマ1【再質問】**

話の内容としては、減点とか加点というのではなくて、評価の項目の中に自治会貢献という形の点数要因、1点取れるところと1点取れないところという項目を設けていただきたいと。それに対して、ただ1と0の人が評価点がそんなに変わるわけではないですが、そういった一つ一つ、小さな動きから自治会に貢献していただく企業も増やしていかないと本当に困る話というところと、今度インボイス制度が10月から実施されるので、逆に材料の納入業者等もそういった形で評価していける形になるかなと思うんですよ。

そういった項目をあくまでも評価点の一部として取り入れていただきたいという話なのですが。

### **【回答】**

入札の業者の選考、その後の業者の表彰などを担当している経営管理部です。

ただ今のご意見をいただきまして、今のところは地域の貢献というところはあまり考えていないところでございます。

理由といたしましては、市が発注する業務の中には市内の業者以外も含まれますので、市外の業者は地域の貢献というところはなかなか参加できないのかなというところがございます。

今後、持ち帰りまして、いくつか改善点、できるかどうか、入札の申し込みの段階、それから発注後の検査体制、ランク付けですね。

その辺で、そういったことを活かしているかどうかは、近隣の市町村の動向も調べて対応してまいりたいと思います。

### **懇談テーマ1【再質問】**

市外の業者と言うけど、市外で単純にその市外の方の地域に自治会がありますので、そちらの方に単純に自治会費を納めているかどうかという評価であれば、全業者、自治会費を入れたか入れないかの、領収書があるかないかの評価点だけで済む話なので、市内とか市外の業者という考え方はないかなと思うのですが。

要は、宇都宮市の業者が入札に入ってくる時に、宇都宮の地元の本社のあるところとか営業所のあるところに自治会費を入れたか入れないかの違いだけですよ。それは、要は評価としては全社一律の評価の方法が取れるかと思うのですが。

### **【回答】**

事前に細かいところをご質問いただいていないので、正確に今お答えする訳にはいかないものですから、今こういった答えになっているのですが、実際に入札の参加資格、2年ごとに審査するのですが、その中には当然、地域貢献という項目はあるはずだと思います。

そういったものが加味されて、総合的に判断してランク付けされているということですが、実際にそれと自治会の加入に関して、今、自治会の加入ということでご質問をいただ

いていると思いますが、地域貢献の話にちょっと行ってしまっているかなと思うのですが、自治会加入については、それとは切り離して、先ほど総合政策部長が申しあげました通り、行政側として当然自治会に加入してもらわないと、市からの伝達方法ですね、色々な情報を皆様に周知していく方法というのが、やはり自治会を通してということに頼らざるを得ないという面もございますので、市としては、今後、自治会加入ですね、これをさらに推進できればと考えております。

### **懇談テーマ1【意見】**

今、企業の話をしていただいたのは、今の回答からすると自治会の加入率はもう上がる見込みはないよという回答だと思われるんですよ。

だから、ここに書いてあるように、条例の制定とかそういった方向に進まない、もうそちらからいただくのは無理だと。であれば私たちは何を考えるかと言ったら、企業からいただいている資金が大半なので、それを最低でも賄って行かないと自治会としてはやっていけないという状況になっていますので、そういった意味で、もっと市の方も、要は個人だけではなくて、企業にも協力していただけるような方策を取って欲しいという意味でお話しをさせてもらっています。

### **懇談テーマ1【意見】**

第3団地の現状をお伝えしながら、この自治会退会者の対策について、今後、検討していただきたいなと思います。

最近の傾向として、移転を伴わない脱会者がだんだん増えてきています。私のところに来るのは、「市役所に行って生活環境課でゴミステーションの相談をしてきたよ。」と。そうしたら、「出していいですよ。」と。

確かにそうなのですが、ある一方では、政策推進課では、「自治会に加入してください。」という運動を盛んにやっています。

では、生活環境課との横のつながりの提案がなされているのかどうか。退会者が窓口を訪れて、「いや、それは自治会で拒否されてもゴミを出しても構わないですよ。」というようなこと言われると、私の方ではそれに対して何ら反論はないのですが、「この人は市で色々根回しをしてきたので引き止めることは無理だな。」と考えて受理をするのです。昨今のニュースの中で、水害の避難情報が出た時に、避難をして、近隣の人で声を掛け合って逃げた。そのことが後になって自治会に入っていて良かった。自治会に入っているということは、こういうことなのだという実感が持てたというニュース報道がありました。

そういったことを、ぜひ、市の方でPRをしていただいて、私どもの自治会にもそういった情報、こうだよ、ああだよという情報をぜひ提供していただいて、居住者の自治会脱会者の減少に、ぜひ、ご協力をいただきたいと思います。

### **懇談テーマ1【再質問】**

説明の中で、減少率で市としては8.4%、野崎地区8.7%と出ていると、野崎地区は大田原市並みだねというような感じで、このような数字は見えてしまうのですが。

一寸気になったのは、絶対値としてどうなのでしょう。例えば人口が増えている中で減っているのであれば、これは大変だと。倍増しているとか。人口が増えていないのだったらどのように見えるか。

数字の見方というのがあると思うので、例えば、このような率だけで出してしまうと、なんかタラッ行ってしまって、なんと言うのか、よく言われるような人口減少と高齢化と、第3団地で言ったような、居るのに「脱会したいな。」とあって、そのような一般論だけで行ってしまふような気がするの、もう少し数字を見ていただけるとありがたい。

見ていただいた上で、自治会とかこのような区長会に出していただけると、昨日のセミナーがもっと役に立つのかなと思いました。

ポイントをもっと見せていただけると、各自治会も何がやれるのだろうかというようなところに結びつくのかなと思って、数字をもう少し出していただけるとありがたいという意見です。

## 【回答】

確かに、大田原市全体の数値と野崎地区全体の数字では、個別の自治会の数字が、動きがわからない。それが減少しているのが具体的に何が要因で減少しているのかというのがわからないというのはご指摘の通りでして、説明不足なところがございますので、今手元に資料を持ってきておりますので、ここで数値をお知らせしたいと思います。

自治会の運営交付金を交付させていただくにあたりまして、10月を過ぎたら自治会の加入世帯数について、各自治会の自治会長さんに照会させていただいているところですが、平成26年のデータがございますので、約10年前ですね。そこから比べて令和4年10月1日で、まだ令和5年の最新の報告を受けていませんので、令和4年10月1日現在の加入世帯数を比較してみますと、増加になっているのが下石上と野崎、下石上は10世帯の増、野崎自治会が29世帯の増で、中薄葉さんが2世帯の増、第3団地自治会さんの方では14世帯の増。増加となったのはこの4自治会で、その他については減となっています。

ただ、減と言っても、一番大きい減だったのが上薄葉自治会さんで24世帯減になっております。その次に減ったのが薄葉第2団地の自治会さんで21世帯ですね。そちらが減っております。

あとは1桁の減少になっておりまして、概ね他の、例えば佐久山地区とか須賀川、黒羽地区ですね。そちらの減少率よりは小分小さいと考えております。

この減少の状況ですが、合わせてそれぞれの年度ごとの住民基本台帳の登録の人数も控えてきたのですが、やはり減っているところですね、上石上さんが住基人口で43名減。薄葉地区、自治会ごとではないので大きなくくりになってしまうのですが、薄葉で146人の減。平沢自治会で9人の減ということですので、やはり若干の世帯数の減については、今のところ人口減少、世帯は増えているところもあるのですが、人口減少によるものかなと野崎地区の加入の減少については分析しているところでございます。

## 懇談テーマ1【再質問】

今、総合政策部長が上薄葉地区が一番減っているよというお話をいたしました。

まさに私は危機を感じておりまして、他の地区は微減ですね。でも、今、ストップを、対策をしておかないと、将来、数年後、大変なことになるのではないかと。非常に高齢化も進んでいますし。

したがって、このテーマを今回出させていただいた訳ですが、私、令和3年に市の担当者の方に、この自治会活動の促進に関する条例ということで、那須塩原市では令和4年4月1日施行されておりますけれども、この中身については、自治会の加入率低下傾向に伴

う地域の枠の薄さを改善して、災害時の安否確認、虐待・貧困等の見守りを確保するということでありまして、いわゆる自治会への加入に主眼を置いた条例だと。

それから、地域コミュニティの推進や活性化に関する条例であって、自治会への加入を規定するものだという風に聞いております。

一方、野崎地区では自治会未加入者のお話がありましたように、増加はですね、非常に減少傾向にあり、自治会長の悩みの一つであります。

野崎地区自治会長がどう対処して良いかというのを苦慮している状況であります。加入しても未加入でも日常生活に困らなければ、ますます未加入者が増えることは目に見えております。

加入していて本当に良かった。先ほどお話がありました。未加入のため困ったということ具体的にはわかりやすくすることを早急に考えていただきたいと思っています。

もう自治会だけの問題ではないと私は思っております。市の積極的な対応をぜひお願いしたいと思う次第です。

自治会に加入していなくても広報おたわらが手に入り、メールで必要な情報を知ることができるのが今の世の中です。これがまた自治会未加入の大きな要因となっていると私は思っております。

参考に、令和3年度の県内自治会加入率の高いところを申し上げますと、これも新聞に出ましたけれども、足利が84%の加入率。これは5年連続1位だそうです。2位に佐野市83.2%。3位に茂木町80.7%。

つまり、市は、高い加入率は市民の助け合いの心が現れたものと、こう理解している。当然そう私も思います。

加入率減少の主な要因、ひとり暮らしの若者と高齢者、そしてマンション・アパートと生活様式の変化、つまり核家族の増加ということになろうかと思えます。

これに対して対策、これも出ておりました。

メリットを設けてなんとかひとりでも世帯数を自治会に入っていたとこのことこの施策として、自治会加入世帯が商業施設やレジャー施設で割引や特典などの優待サービスを受けられるカードを作成する。これによって加入者の満足度アップを図ることで加入者の加入率向上を目指すということのようでございます。私ももっともだと思っています。

したがって、私から市への要望といたしまして、条例を早急に策定をしていただきまして、市が目指す自治会のあり方、目指すあり方について詳細に説明していただければと思っております。

## 【回答】

那須塩原市の自治会活動の促進に関する条例というのは、当然承知しているところですが、この自治会に特化したという表題で条例を作っているのは栃木県では那須塩原市だけでございます。

中身を見ますと自治基本条例と同じような構成で、自治会のところを少し強化したような条例になっておりまして、先ほど冒頭でお答えさせていただいたように、ポイントと言うと自治会への加入、そして自治会活動への参加にまず市民は参加に努めなくてはならないという文言が明記されているところが、まずポイントだと思っています。

それに付随して、様々な自治会の活動に参画してくださいというところを強調しているのが那須塩原市の条例の特徴かなと思っていますのですが、その他にも自治基本条例を定めている自治体は県内に大田原市も含めて8つございますが、その中で自治会の参画というのを規定しているのは鹿沼市と大田原市で、その他は明確にそこを加入するというのを、参画するというのを書いていないところですので、その部分では大田原市の自治基本条例

も、それぞれの市の責務とか議会の責務とか全て書かれていますので、そこに基づいて那須塩原市さんが書いているような政策を展開していくというのは可能だとは考えておりますので、今のところ自治基本条例に書かれているのと重複して、特別に自治会の参加の条例を規定するというのは二重になってしまうので、今のところは考えてないので、そこはご理解いただければと思っております。

## 懇談テーマ2

野崎駅東側への野崎地区住民のための公園誘致について

現在、野崎駅東側に数か所の宅地造成が進められており、今後、幼児、児童、生徒等の増加が見込まれる。

市における公園の新設方針をお聞かせいただきたい。

### 【回答】

公園管理者であります本市といたしましては、公園施設の老朽化が進行しているため、厳しい財政状況の下で適切に維持管理を行っていくことが、最も重要な課題となっており、現在でも本市の公園の維持管理には年間1億5千万円以上の費用が必要となっております。

このような状況でありますことから、本市では、既存公園の重点的かつ効率的な施設の維持管理や更新投資を行っていくため、令和3年度に「大田原市公園施設長寿命化計画」を策定し、令和4年度から国の支援策を活用しながら、計画的に遊具やトイレなどの公園施設の維持補修や更新を行っております。

したがって、現在のところ公園を新設する考えはございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 懇談テーマ2【再質問】

現在のところ公園を新設する考えはないということでございますので、その他に色々あるということですが、今現在、野崎駅東には分譲住宅、造成あるいは新築、建物が建ちつつあります。

将来の見通しといたしましては、野崎駅の南分譲地21区画、あるいは新薄葉分譲地26区画、この2つ、今、造成が終わり家が建っている。

また、将来は幼児あるいは生徒数なども増えていくだろうという見立ての上で、私がテーマとして出させていただいたところですが、それに加えて、この後テーマとして出される予定ですが、都市計画道路3・3・3と3・4・7というものも将来12年完成、あるいは、16年完成ということで、予定をされております。

それらを見据えますと、今、野崎駅の東にはこれといった公園がないということで、今からその辺の考え方、あるいは予算をつけながら考えていただければということで、テーマを出させていただきました。

こういった環境整備というのは、やはりこれから今あるトイレあるいは遊具施設を、既存のものをリニューアルと言いますか維持していくのにお金がかかるということもありますでしょう。

でも、新しくこういった分譲がされて、そういった核となるものですね。これからは癒しの森ではないですけど、癒しの緑、そういったものを考えていかなければ、これからの若い方々、片肺飛行でせっかくそこに住まいを設けても、住みやすい大田原市にはならな

いのではないかなという気がしています。

新設する考えはないと言われましたけれども、ぜひ将来に向けて、この辺もご検討が少しでもできるのであれば、よろしくお願ひしたいと思っています。

### 【回答】

この事業実施に向けては、そういったこともあったということで、お話の方は承りたいと思います。

なお、分譲地等3,000平方メートルを超えるものにつきましては、そのデベロッパーですね、開発業者が公園を設置するということになっていまして、3,000平方メートルを超えるような都市計画法の開発許可を受けるものについては、公園が設置できるということになっていまして、そういったものについては、開発業者の方に強制ではないのですが、開発できるということもあるので、そういったことができるかどうかも含めて検討はしていきたいと思っています。

公園長寿命化、公園の立地状況でございますけれども、野崎地区と大田原地区が用途地域に入っているということで、実際はこの野崎地区と大田原地区に都市公園のほとんどがございます。

それ以外については、大田原グリーンパーク、与一公園、あとは御殿山公園などの公園がございます、その他につきましては、ほぼ大田原地区と野崎地区に立地しております。

参考までに令和4年度の長寿命化の実績でございますが、対象4つの公園のうち2つの公園が野崎地区でございます、薄葉児童公園それと野崎公園ですね。この2箇所、4つの施設の更新を実施してございます。

令和5年度につきましては8つの公園の更新を考えてございますけれども、そのうちの5地区については野崎の公園を対象としてございまして、薄葉児童公園、中薄葉児童公園、野崎公園、下石上公園、上石上公園につきまして、施設の更新を考えてございます。

したがいまして、今回の更新にあたっては、野崎地区の公園については手厚く、既存の施設の更新をしているということで、ご理解いただければ大変ありがたいと思います。

### 懇談テーマ3

#### (1) 第一大田原街道踏切の取り扱いについて

平成30年の説明では、野崎こ線橋通り整備後は、踏切除去と聞いている。

歩行者・自転車利用者は、こ線橋を登り反対側へ渡るのはつらいとの意見・要望を受けて、県は令和2年、踏切の取り扱いについて、大田原市とJR三者で協議をしようとしているが、大田原市の方針は決まっているのか伺いたい。

#### (2) 第一大田原街道踏切の立体交差化計画について

野崎駅北側の第一大田原街道踏切の立体交差化計画に伴う周辺道路の整備、及び駅西側の整備計画を提示して欲しい。

東側の野崎ニュータウンからのアプローチが便利になり、安全が確保されるのか知りたいので注目している。

① 周辺道路の安全確保について

② 西側駅周辺の整備、駅取付道路の整備について

③ 東口周辺整備との関わりについて

## 【回答】

(1) 本市唯一の鉄道駅であるJR野崎駅とその周辺は、中心市街地と同様に、本市の中心拠点としての役割を担う「都市核」として位置づけられており、市民にとって生活の中心となるエリアの一つでございます。

現在、JR野崎駅の改札口が西側にあり、駅東西の交通機能強化及び踏切廃止に伴う歩行者、自転車への機能確保を目的として、駅舎・駅前広場・都市計画道路3・4・7号野崎駅東口線等の野崎駅東口周辺整備について調査及び検討しているところでございます。

この踏切の取扱いでございますが、都市計画道路3・3・3号野崎こ線橋通りの整備に伴い、市と栃木県とJR東日本の三者で度重なる協議を行ってまいりましたが、都市計画道路3・3・3号の道路整備完了予定の令和10年度をもって踏切廃止とすることを、令和3年度の協議の中で最終的に決定いたしました。

(2)-① 周辺道路の安全確保についてでございますが、現在は、野崎駅の東側にあたる薄葉地区や実取地区から野崎駅西口へのアクセス道路として、主に一般国道461号の旧山重西側の那須塩原市道から大田原市道下石上8号線を経由し、第一大田原街道踏切を横断して野崎駅西口をご利用いただいております。

この道路は、那須塩原市道及び大田原市道ともに狭隘道路となっており、朝夕の時間帯では、自動車、自転車・歩行者が混在するなか、慢性的な交通渋滞も発生しており、通学児童・生徒の安全確保が求められておりました。

そのような状況でありますことから、栃木県は、平成30年度に地元説明会を行い、都市計画道路3・3・3号の事業に着手したところでございます。

都市計画道路3・3・3号は、道路幅員が15.0mであり、片側1車線の車道及び、道路の両側に幅員2.5mの歩道及び1.75mの自転車通行帯が設置される計画となっており、自動車、自転車、歩行者を分けて通行する道路として整備を予定しております。

また、JR宇都宮線と立体交差することで、渋滞の緩和を図り、安全が確保される計画となっております。

なお、現在高架橋から側道に降りる際に歩行者や自転車については、階段の中央にスロープが付いた、斜路付き階段を利用する計画となっております。

地域の皆様からは、ご高齢の方や障害をお持ちの方などにも配慮してほしいとのご意見をいただいておりますことから、バリアフリー対策を検討しているところでございます。

(2)-② 西側駅周辺の整備、駅取付道路の整備についてでございますが、都市計画道路3・3・3号が完成した際の野崎駅東側からのアクセスにつきましては、ホテルタマノ前の都市計画道路3・3・3号の交差点を左折し、野崎郵便局前の交差点をさらに左折して野崎駅西口正面へと至るルートとなります。

現在の踏切を通るルートよりも遠回りとなりますが、先ほども申し上げましたとおり、都市計画道路3・3・3号がJR宇都宮線と立体交差することで、自動車の安全で円滑な通行が確保されるものと考えております。

(2)-③ 駅東口周辺整備との関わりについてでございますが、都市計画道路3・4・7号は国道461号から野崎中学校の校庭東側を通り野崎駅東口にアクセスする道路でございますが、当該路線の整備事業につきましては、令和7年度の事業認可を目指して業務に取り

組んでいるところでございます。

事業認可が得られましたら、順次、用地調査、用地取得、工事等を行い、令和16年度の事業完了を見込んでおります。

### 懇談テーマ3【再質問】

第一大田原踏切の廃止ということで、10年度をもって廃止と、これ、地元の説明全然ないですね。私、令和3年から自治会長やっています。令和2年度の土木事務所の説明会資料はコロナ禍なので回覧してくださいと、これだけです。何かありましたら電話くださいと。

これは、用地を測量及び物件の調査、作業内容、その説明。これから用地をやりますよと令和2年。私は令和3年から自治会長をやっています。

今の説明だと、この間、土木事務所に行ってきました。13日に。どうなっているのですかということで。部長代理、部長補佐の人が出てきたんですけど、これ持って行ってね。説明されていませんよねって。

問題点を色々こちらから出しました。事前に。説明会をやってくださいと。東町では班長会議をやりました。6月24日、踏切、この第一大田原踏切廃止になった時はどうしますか、皆さんどうですかということで。

ほとんどの班長さんがフラットだと思っているんですよ。こ線橋というのは。フラット。フラットだったらいいですよ。これ、安全対策もフラットのことしか言ってない。こ線橋というのは山を登って行くんですよ。登って行って、たて道にあると思うんですよ。見たと思うんですけど。

あそこを自転車で上がって、子供さんがね。南小学校の子供さん何人かいます。あそこ登って行って降りて、毎日ああいう生活。階段もあります。階段も写真撮ってきました。登っている人なんかいない。土木事務所に言いましたよ。登って行ったら歩道がない。たて道のこ線橋はね。

これで安全対策、安全対策と言っていますけど、草茫茫々。こういう状態。これ持って行きました、写真。言っていることと、実際見てね、ああこれは危ないなというのは、実際に見て自分で経験して、やって、それで結論出していきたいんですよ。

ぜんぜん市の方で、令和、前市長の時かな、これ決めたの。私たちは何のために班長会議やって、区長会でも第一大田原踏切については反対。全員反対。

先ほど言いましたように、班長会議で22の班があります。15班が反対、賛成1班、わからないというところがありました。1班。

だからこの、こういう写真を見せて、たて道のところ登ってきてください。行った人がいます。これは無理だわね。これは毎日の生活になる訳ですよ。階段。簡単に階段・スロープできるからって。

とてもじゃないけどこれ、子供さん、孫、100年、200年、300年過ぎまで、これ、踏切がなくなったら東町はそういう生活をしていかななくてはならないですよ。

ここで私が反対しないで、ああ、良いですねということになったらね、皆さん方、渡らない人は良いけど、東町の人が一番辛い。

まして、これからあの3・3・3が出たら東西が分断されるんですよ。車も今までは第一大田原踏切があるからすぐ渡れるんですけど、それが今度なくなると、どうしても那須塩原の方に向かってこ線橋に上がって行かなくてはならない。

トンネルは川田工業さんのところに1つ、それから旧高尾のところですか、あそこに1つなんですよ。これだけで足りるんですかということを行いました。

それと、今、7月ですね20日と14日に交通量調査を地元でやっているんですよ。私たち自治会でね。どのくらいの自転車、それから歩行者が第一大田原踏切を利用しているのかなということで、今、調査をしています。

例えば7月の14日はちょっと小雨だったんで、オートバイ1台、6時半から7時半。自転車17台、歩行者13人、合計31。それから7月14日は小雨なんで、父兄の方ね、車に乗せておそらく子供さんなんか送って行ってしまおうのでやめまして、7月の20日、昨日ですね。昨日、私の番だったので、私が7時半から8時半まで調査しました。オートバイ3台、自転車26台、歩行者20人、合計で49という数字ですね。

この数字が、これがなくなるとこ線橋に上がっていかなくてはならない。今、説明で安全ですよと言っています。スロープ、階段登ってください。バリアフリーにします。とてもじゃないけど自転車を押して上がって行けない。

経験してくださいよ。これずっと毎日生活をやっていかなくてはならない。私たちの後の子供さん、孫。東町に住んでいる人はこういう生活を町が存在する以上、ずっとやっていかなければならない。

それで、誰が決めたのってずっと遡ったら自治会長がこれいいよと言ったと。あそこに、踏切に書いてもらいたい。廃止したのは自治会長、その時の市長さん。そのくらい文句、不適切な表現になっちゃいますけど、今カチンときて。

これ地元の方に説明というのはどこでやったんですか。令和2年、令和3年ですか。協議で決定したと書いてある。何も地元の説明ない。県もそうです。県の方もやっていなかった。コロナ禍だからできなかった。コロナ禍だからできなかったではなくて、これ生活が関係しているんですよ。一番大切。第一大田原踏切の写真も撮りました。これみんな班長会議で渡したやつ。こういう状態。

踏切は自転車と歩行者だけが渡れる踏切があるのかなということで、それも調査しました。第一大田原踏切、次の踏切は石上踏切、その次が「ももま」と言うんですかね、百と書いて間と書く踏切があるんです。南小学校の後ろというか西側に。その後、こ線橋があって、たて道こ線橋があって、その次の踏切が二区踏切。

こ線橋を作った時にね、どうしても小学校の児童さんとかこ線橋を渡るのは大変だからそれ残そうということで、この百間踏切というのは残ったのではないかと思うんですよ。

だから、こういう踏切にすれば良いんじゃないのと言っているんです。わざわざ3・3・3のこ線橋通りは自動車・オートバイで、自転車・歩行者は百間踏切のように通行止め。自動車通行止めになれば良いんじゃないの。実際にあるんですもん。わざわざなくすことないと思います。無理やりなくして、ああ、失敗したなって。

やっぱり地元の人に、住んでいる人に影響は与えないような政策をやっていただきたいですよ。誰が決めたんですかこれ。自分で勝手に。これ市の方で決めたから。令和10年度をもって廃止。

だから、今まで班長会議、去年から取り組んでいるんですよ。この踏切問題については。野崎東町自治会は。色々な資料を集めてみんな一生懸命やっている。

踏切の現場と今後とか、国土交通省。改正踏切改良促進法の概要とか、一生懸命役員さんが作って、勉強をやりましょうということで、やっているんですよ。これ一番、これは無駄になってしまった。これ調査やっているのも今更というんで、どうすれば良いんですかね東町自治会として。あきらめろというか。

## 【回答】

市の方で3年の時に踏切を閉鎖するというので、3・3・3号線が、こ線橋ができるということについては、平成30年度の説明で踏切除去ということが私も頭の中にございましたので、これからこの令和10年度に廃止というのは、こ線橋ができたと同時に廃止するという理解をしております。

それで、今、自治会長からお話がありました歩行者、そして自転車、これについてはどうしようかということで、今、回答の中にバリアフリー対策を検討していくということで、

先ほど建設部長の方でお答えをさせていただいたかと思えます。

このバリアフリー化について検討をしているところと言いますのは、具体的に申し上げますと、エレベーターをこ線橋のすぐ脇に、自転車と歩行者が乗れるエレベーターをつけて、それで踏切というか線路を渡っていただくという方策はどうだろうかということで、今、土木事務所と検討をさせていただいているところでございます。

そういうことで、踏切としての機能はなくなってしまうんですが、エレベーターを使わせていただいて、歩行者・自転車で行き来をしている方にそのエレベーターを使っていただいて、西と東を渡っていただくということはどうだろうか、それについての県の考え方、また、用地はどのくらいかかるのだろうか、建設費はどのくらいかかるのだろうかというのを、今、検討をしているというところでございますので、ご理解をいただければと思います。

### 懇談テーマ3【再質問】

市長、ありがとうございます。色々考えていただいて。それなんですけど、とにかく、県の事業の概要、こ線橋通りの概要があるんですけど、令和12年度計画されている自動車、何台通るかという、6,700台。山を上がって来るんですよ。4号線から461を通過してこ線橋へ上がって来るトラックとかね、通勤の車とか、そういうのを全部で6,700台を見込んでいるんです。計画で。そこに踏切をなくすと子供さん、中学校の生徒さんが山を登って行く訳ですよ。

踏切、先ほど言いましたように百間、自転車・歩行者だけの通れる踏切を渡った方が安全か、それともそういうこ線橋、6,700台、1時間にすれば約300台くらいの車が通って行く訳です。今度はトラックとかそういう車が通って、車はほとんどが前なんか向いていないです。酔っ払い、酔っ払っているかもわからない。あとはスマートフォンを見て運転していると。そういう車のところに子供さんとか高齢者がこ線橋を渡っていくと。非常に危険。危険なところに指定されるんじゃないと思うんですよ。されると思っています。

タマノさんのところに信号ができるんですから、50mくらいしかない。東、私どもが住んでいる東町の方からスピードを上げて山を登ってくる訳です。前が見えない。信号は赤。いきなりスピードを出して赤だからみんな止まっている。追突とかそういう危険もある。雨、風、雪、道路状況は非常に悪い時期の方が多いですね。

だからわざわざなくすという、なくす自体がわからない。JRさんが言っているからとかね、踏切事故がなくなる。どっちが事故がなくなるのがいいから。

百間踏切みたいにしてください。今からでも遅くないと思うんですよ。手を挙げて言えば良いんです。人間が考えるやつは間違いがある。

だけど、フラットじゃないんですよあの道、今度できると。フラットだったらね、良いんだけど。フラットじゃない。自分たちでたて道登ってください自転車。登れない絶対。ああいうやつができるんですよというのをしっかりと頭に入れないと。ここで、懇談会で良いんじゃないの…。

帰り、百間踏切見て行ってくださいよ。ああ、こういうのがあるんだなって。ないと思った人がほとんどじゃないですか。自転車と歩行者だけの踏切なんてこの辺にないって。ずっと矢板の方とか結構あると思うんですよ。

とにかく近くにあった。第一踏切、石上踏切、その次が百間踏切なんですよ。すぐ近いですよ。帰り見て行ってくださいよ。

ちょっと長くなって申し訳ないですけど、なんでこれ、私も自治会の班長会議で説明しなくてはならない。なんであの、JRさん、栃木県、それと市で協議して、どういう理由でこれなくしたんですか。

## 【回答】

それでは廃止の経緯についてご説明したいと思います。まず、平成30年の1月19日に、国土交通大臣から市長に対して改良を実施すべき踏切の指定ということで、当該踏切が指定されております。その後、市長、JRの社長が栃木県知事を通して国土交通大臣に踏切道路改良促進法の第4条第1項に基づく改良計画の提出ということで、3・3・3整備にあたっての計画書を提出してございます。

その後、補助金が、国の方の国庫補助が付きまして事業が入るわけでございますけれども、令和3年の3月31日に踏切道路改良の促進法の関連法令が改正されたことに伴いまして、令和3年4月の13日に改良を実施すべき踏切の再指定というのを受けます。要は、この踏切は危険だから道路改良しなさいというような国からの指定ですね。

それに伴いまして3・3・3号、都市計画道路3・3・3号がこの改良すべき踏切の解消になるというところで計画が再度スタートというか検討されまして、JRの大宮支社、栃木県、大田原市が協議をしまして、協議の結果、JRについては当該踏切については国土交通省の指定を受けた危険な踏切だということがありまして、3・3・3の事業実施にあたっては、この踏切は通す訳にはいかないでしょうというような意見がございまして、3回ほど協議をそれから持っておりますけれども、JRの方からはその踏切を通すということについてはこの法指定がございましたので受け入れることができなかったという経緯がございました。

県としても市としても、ここまで漕ぎつけた都市計画道路3・3・3号の整備でございますので、この計画書が提出にならないということになると、都市計画道路3・3・3号自体の事業もなくなりますので、それはできないというところの判断が当時あったんだと思います。

したがいまして、都市計画道路3・3・3号のこ線橋の通りの整備と合わせまして、この踏切を閉鎖するという条件をもとに、この事業が成立したという風に市では考えてございます。

## 懇談テーマ3【再質問】

3・3・3は自動車だけにするとかね、踏切は先ほど言ったような歩行者・自転車にするとか、そういう案は全然考えていなかったんですか。

## 【回答】

その件につきましては、野崎地区の市政懇談会、平成28年度の懇談会におきまして、当時の自治会長と私どもの当時の建設部長、副市長、市長の中でやり取りがしてございます。その中で、自治会長から3・3・3号が高架になった場合、あの市道が廃止になるということはどういうことなのか市の考えをお聞きしたいという話が当時ございました。

それに対して、市の方から3・3・3号の整備にあたっては、立体交差になるので、既存の道路については、踏切は廃止になるという話はその時には出ておりました。

相当やり取りが長いので、内容については、細かい中身については割愛させていただきたいと思いますけれども、当時の自治会長さんも先ほど自治会長さんがおっしゃったように、極めて不便になるので歩行者だけの通行についてはそれは認めるということとはできないのですかというような質問に対しまして、実際の議事録によりますと、「今の市長の答弁はこ線橋が通れば踏切が閉鎖されるのは当然だというお考えが普通なんですか。」というご質問がされてございます。

それに対して市は、「国、県、JRの指導において、こ線橋が開通した後の現道は閉鎖に

なるでしょう。そして、新たな新道を作って踏切の新設を認めてくれるかということがございます。元々、こ線橋自体がハードルの高い事業であるところに、大田原市が両方作りたいたって可能でしょうかと。両方ともダメになってしまうのではないのでしょうか。相当ハードルが高いと思っています。」という議事録が残ってございます。

それに対しまして当時の自治会長様は、「3・3・3と現道はかち合うと言っているが、距離はかなりあるはずなので、今の踏切はあのままでいいですから、こ線橋はやめるなんて言わないで進めてください。工業団地が路線の方は便利になるでしょうが、地元は不便になるということから残してくださいというのが野崎自治会の考えです。せっかくここまで進展したのですから、やめるなんて言わないでください。」というお話でした。

これに対して当時の市長が、「3・3・3こ線橋は進めてもよろしいと、そして市として踏切存続の要望をすれば良いのですか。相手があることですから、条件はつけられるかもしれませんが、自治会長さんの思いは伝えていきたいと思えます。」という話はしてございます。

それに対して当時の自治会長さんが、「長年の念願ですから、まずは3・3・3号を通してもらう。そして、地元の生活道路は野崎に住んで良かったと思えるように残してほしい。」ということで議論の方は終わってございますが、当時から大田原市の考えといたしましては、踏切も残す、3・3・3号も整備するということが、それは難しいと、できないということは申し上げていたという認識でございます。

### **懇談テーマ3【再質問】**

今の説明だと、3・3・3は自動車だけ、踏切は歩行者・自転車、そういう説明はされてないですね。そういうふうにしましょうとか、そういう提案は市の方からもしてないですね。簡潔にお答えをお願いします。

#### **【回答】**

踏切の閉鎖という言葉を使っておりますので、踏切の閉鎖ということはもう踏切がなくなると、要は通るところが道路がなくなるということで、当時説明はしたのだと思います。ただ、説明が不足だったということであれば大変申し訳ないと思っています。

### **懇談テーマ3【再質問】**

すみませんとかじゃなくて、これは本当に500人の東町の自治会ね。これからずっと生きていくためには、先ほど言いましたけど、踏切がなくなったら本当に困るんですよ。

今すぐさっと渡れる人がいっぱいいる。踏切の近くに住んでいる方がね。今度はあの3・3・3に登っていくために、車でね、色んなルートを探すわけですよ。自分で。それから渡ってから渡れないんですよ。今はすぐ何秒かで行っちゃう。

ましてJRは今ね、踏切が危険だとか言います。3両。ほとんど3両になってきている。上り下り、1時間に上り3、下り3。たまに貨物通りますけど。数件って言って良いんですかね、1桁台。列車は。

先程言いましたように、今度できた道路は1時間に300台走るんですよ。そこ子供さんとか高齢者一緒に動かすより、余程決まった1時間にJRさん上下で6本、私言ったように貨物1、そういうところを渡った方が余程安全だと思う。

最初から踏切は危険だと。そうじゃないでしょ。

だって実際に百間踏切というのがああるんですもん。車と歩行者しか通せない。そこもないんだったらわかりますよ。新しく作れって言うてる訳じゃないんですよ。今のところそういう風にすれば良いんじゃないですか。それの方が安全ですよと。子供さんだって電車だけ気をつければ良いんです。

片方はこんなところ登って行くんですよ。雨、雪、車、どこから飛んでくるかわからない。そういうところのリスクを考えれば、余程これ白紙に戻した方が禍根を残さない。

メンツなんて良いですよ。住民の生活を守るのには、やっぱりここで決断してもらわないと東町自治会として納得がいかない。

今まで説明ないし、決めて、何の説明もない。今日初めてびっくり。早く来た。

私は1時前に来ましたけど。そうしたら廃止。決まっている。ええ、どうやってこれ説明すればいいのか。

### **懇談テーマ3【再質問】**

平成28年の野崎自治会の自治会長さんと市とのやり取りの中で、一応その時点では保留と言いますか継続審議ということになっていたんだろうと思いますよ。その後、市と県とJR東日本三者で協議した結果、令和10年度をもって廃止すると、決定したと書いてあります。この点については、これは東自治会といたしましても、今、説明会がないんですよと。令和3年度以後ですね。その後。ないにもかかわらず決定したという話にはならないのではないかと。ということですよ。

だから、この辺の経緯をもう一度その自治会に説明をしていただいて、はっきりしていただかないと、なかなかこの問題は全面廃止ということになると、まさに生活道路でもあり新設ではないのですし、またJRとの関係ももう既に決まったということであれば、我々どうにも自治会としては動きようがないのですが、これはどうにもならない決定なのでしょうか。

### **【回答】**

市とJR、この事業計画、改良計画の計画書の提出をもって事業が認可されて、今事業が進んでいるということですので、それをなくすということになりますと、私が判断するとか判断できる話ではないと思うのですが、一般的に考えて、その事業は事業計画書が違っていたということになりますので、それ相応の対応になるのだと思いますし、今後そういった行き違いがあった事業については、同じところでは進めないのではないかなというのが一般的になりますけれども、そのように思います。

### **懇談テーマ3【再質問】**

事業計画する時に廃止を決めてやっている訳じゃないですよ。踏切廃止決めたから認可しますよってことじゃないでしょこれ。県の資料だとそうになっていますよ。

県の事業の概要というのがあります。そこに踏切廃止なんて一言も書いてない。安全とかそういうのは書いてありますよ。認可します。これで認可もらったんですよ。車何台ある。踏切廃止なんていうことは一言もうたっていない。廃止するから事業認可しますとか、そんなことは言っていない。それは建設部長の方がおかしいと思います。

自転車と歩行者、自転車の分離を行い歩行者、自転車の安全確保を図るだけなんですよ。

こ線橋でこんなリスクがあるとか何も言っていない。こ線橋のことなんか一言もうたっていない。これで認可もらっているんですよ。

こ線橋はこんなあれがありますよとか、一寸前向きな回答もらえないですかね。これでは東町の自治会に戻って何の説明もできない。

市長が先ほど言ったみたいにエレベーター関係考えていますよって、それはそれでいいと思うんですよ。

ただ、防災とか防犯とかあるんですよ。東口から逃げる時に、こ線橋しか逃げ場がないじゃ、エレベーターだって電気がなければ止まる。そういう時にこ線橋しか逃げ場がなくなってきましたよ。あの踏切がなくなったら、ある住民の方は「私は渡って行っちゃう。」って。「無視して渡って行っちゃう。生きるためにはそれしかない。」そんな方もいます。

これ東町、真剣に考えてください。東町はこれ非常に問題なんですよ。こ線橋、確かに便利。車とかね。車はいいですよ。通勤時間。

だけど、高齢者・自転車乗る人・歩行者こういう人、あそこは無理。わざわざあんな大変なところ、わざわざ歩かせたり、歩行させたりですね、自転車に乗らせたり、それはないんじゃないですか。

私が言わなきゃ誰も言えないから私は粘って言っています。別途回答いただけます？何かしか持ち物ないと、これ廃止で、自治会長の役目果たさない。

### 懇談テーマ3【再質問】

先ほど28年の会議の中で、こ線橋と踏切の両方は無理だという話になったという回答がありましたけど、先ほど言ったように、踏切を自動車の通れない踏切という考え方は、その時点で発生していなかったもので、再度その件に関して関係部署、JR等含めて、再度調整を最低でもしていただいて、その結果がということで説明会を持っていただくといい話の話を市の方でしていただければ、この問題の終了が見えないですよ。

そういった面で、その辺の検討をもう一度確認して、調整を取っていただくというような回答にはならないですか。

#### 【回答】

一寸お答えにはなっていないかもしれませんが、完全に閉鎖になるという原因につきましては、国土交通省が、当該踏切に対して改良を実施すべき踏切の再指定というのをしたことによって、そこは閉じなさいということが国の方から指定されたということに基づいて閉じなければならなかったということは、制度としてそれはご理解いただきたいと思います。

当然、自治会長さんがおっしゃるように、大変不便になると、遠回りになると、階段で上がらなければならない、スロープで上がらなければならない、非常に大変だということにはなりますけれども、この改良すべき踏切の再指定というのがあったことによって、踏切を廃止しなければならないという選択になったということだけは、ご納得されるかどうかいずれにしても、ご理解いただければと思います。

そこで、あの事業がスタートしまして、実際、用地取得であるとか、もう設計に入ってございますので、その状況を現市長の方が判断いたしまして、その対応策ということで先ほど市長が申しあげました通り、なんとかエレベーターの確保はしたいということで、別途、県の方と追加で協議をさせていただいて、それを今進めているというところがございますけれども、その内容ですね、ある程度固まった段階で説明するということがもしできれば、それが一番というか、説明会になるのかなと思いますので、そういった形でできないかどうか、ご検討いただければと思います。

### 懇談テーマ3【再質問】

2点ほど、先ほど資料をいただいて、踏切の廃止、これ自治会の方に説明されなかったということはどういう理由なんですか。

それとあとひとつ、先ほど建設部長が言ったように、第一大田原街道踏切が踏切改良促進法に基づく指定、その通り。その通りですよ。国土交通省から出ている。こういうふうだね。

だけど、それは車、歩行者、全部通る踏切だからです。それを今度分ければ良いんだよ。分けたら指定から外れるんじゃないですかと私は言いたい。そういう交渉もできるのではないですか。何も一律に今の踏み切りは自動車、歩行者。3・3・3号線は自動車専用。

これ第一大田原街道踏切は歩行者・自転車だけにすれば良いんです。そうすれば、この踏切改良促進法から外れるんじゃないですか。そういう言い方もできると思うんですよ。何でそういうことを考えられないのかなと思うんです。

車通るから、促進法というのは適用される。だって実際にあるんですもん、しつこいですけど百間踏切というのはあるの。車通れない踏切が存在するんですよ。この次の次に。

あるのにわざわざ。そういう踏切がないのであればわかりますよ。

実際、西那須にあるんですもん。そうしたら、その経緯だって一寸調べたりして、ああ、こういうことでこの自動車をわざわざ通さないようにしたんだな。これもあると思うんですよ。

今言った改正、今言った国土交通省の。それは車が、車とか全部通るからですよ。通らないようにすれば、踏切はそこから外れるでしょう。お答えをお願いします。

#### 【回答】

3・3・3の事業計画作成にあたっては、県と大田原市とJRの方で協議をしたところでございます。その中で大田原市としては、歩行者については、そこは供用開始後も通らせて欲しいという協議は3回ほどしております。

しかし、JRの方の良い返事がいただけなかったということになりますと、この計画自体が最終的に作成できないと、国の方に提出できないということになったということをもって、当時の市長が判断をして、3・3・3の事業実施については、この踏切の閉鎖というのはやむを得ないと判断して、現在に至っていると考えております。

### 懇談テーマ3【再質問】

あとひとつ、先ほど言った1番目の自治会の方に説明をしなかった理由というのは何なんですか。2年に廃止決めましたよ。その前にも全然そういう自治会とコミュニケーションを取るとか、こういうふうにしたんだとか一切連絡ない。それはどうなんですか。何で説明しないで良いということに決めたんですか。

#### 【回答】

説明しないで良いと決めたかどうかについては、私の方でわかりかねるんですけども、配慮が足りなかったと申し訳なく思っております。

### 懇談テーマ3【再質問】

この問題は配慮に足りなかったとかね、そういうことで決まりがつく問題じゃないんですよ。これから東町の存在がずっとこれで決まっちゃうんですよ。

だから、頑張ってもらわないと。JR行って言えば良いんじゃないですか。私も行きますよ。JRに行って、なんとかしてくれて。こ線橋だけになって踏切が閉鎖になったら、東町500人がね、これからの生活ずっとそういう環境に置かれる訳です。

先程言った議事録として、JRとして、歩行者・・・とかに協議したけどJRで認めなかったような、私は受け取りました。その議事録があるんですね？

JRで認めなかった。こういうことを言ったけどJRで認めなかった、それ議事録ください。まさか建設部長の独断で言っている訳じゃないでしょうからね。きちんと議事録残したやつでお話されていると思いますんで、その2点をお願いします。取り組んでくださいよ、とにかく。

#### 【回答】

協議の結果についての議事録の有無については、私の方ではわかりかねますので、戻って調査したいと思います。

#### 懇談テーマ3【再質問】

じゃあ建設部長、何の根拠でJRと交渉してこういうふうに歩行者通さないでJRでダメって言ったとかって言ってんですか。自分の主観じゃまずいですよこういう問題は。この場限りじゃこれは、すごく問題なんですよ。人々の生活がかかっている。ああそうですかって私は引き下げられない。

#### 懇談テーマ3【再質問】

先ほど、廃止対象になってしまったということで、それは先ほど野崎東町自治会長さんの方が言われた、要は道路、自動車・歩行者全部の踏切として廃止対象になったのか、それとも、それだから要は歩行者と自転車に限れば廃止対象から外れるのであれば、それはその問題は解決する訳ですよ。その辺はお調べにはまだなっていないかと思うんですけど、その辺のことはまずは調べていただいて、早急に回答いただくということは可能でしょうか。

#### 【回答】

どういう形でお出しできるかというのは今の段階ではわかりませんが、いずれにしてもこの踏切改良促進法第4条第1項に基づく改良計画というのが国の方に提出されていますので、その中身についてはJRと協議をしている経過があると思いますので、それについてはお調べしてご説明したいと思います。

#### 懇談テーマ3【再質問】

まずこの問題については野崎地区区長会として、総意でこの問題について取り組んでいこうということで一致をしているということをお伝えしておきたいと思います。

野崎東町さんが該当自治会なので先頭に立って発言をされていますけれども、その内容については他の10自治会も同じ意見を持っているということ、まずもってご理解をお願いしたいなと思います。

それから、私がこちらに来た時に笑い話がありました。高校生が通学の時に下り坂を漕

いで下っているよと。漕いでもなかなか前に進んでいないなど。そういう笑い話がありました。それだけ風も強かったんだろうし、下り坂は楽でいいなというのは火野正平さんだけです。下り坂でも状況によっては漕いで下らなければ下れないという事実をひとつ承知をしておいてください。

それから、この件が3年度に決まったということなんですけども、現在は人生100年時代。高齢化がどんどん進んでいます。ここを決めた時に高齢者がどれだけ苦勞するかあまり念頭になかったのではないかと。これが完成する頃にはもっともっと高齢者が増えて、困る状況がどんどん増してくる。

そういうことを考えると、もう一度、環境アセスメントを持っていただいて、国交省に検討を促すような、そういう市としての対応が必要なのではないかと。

場合によっては私たちの代表を国交省に送り込んで、直接お話をさせてもらう機会をいただいても良いのではないかと。そんなことを思っておりますので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

### **懇談テーマ3【再質問】**

この問題についてですね、市の方でどうしようと思っっているんですか。これで終わり？何か、JR、それから国交省の方に働きかけをしようとかね。そういうことは一切考えていませんよとかね。その辺はどうなんでしょう。

#### **【回答】**

東町の自治会長さんから、そして野崎地区区長会としてこの問題について取り組むというお話をお聞きをしました。

先ほど申し述べさせていただきましたが、この踏切がなくなってしまって歩行者の方、また自転車で踏切を渡る方の不便が想定されるということで、私が市長に就任してからすぐにエレベーターの設置も含めて、なんとかご迷惑がかからないような、こ線橋をわざわざ戻って登るというようなことはしないで済むような方策ということで、エレベーターの設置というようなことを指示をさせていただいて、今、調査を進めているということは先ほど申し述べさせていただきましたが、これも県と協議を行っておりますので、今日こういう市政懇談会において、ご意見が出たということは、事業主体である県と、この市政懇談会においての皆様からのご意見、こういったご意見が出ておりますということ、そして、説明、コロナを理由というか、コロナ禍でできなかったとは思いますが、地元に対しての説明が足りなかったというようなご指摘も踏まえてですね、まずは県と連絡を取らせていただいて、方向性を見出していきたいと思います。

その上で必要性があれば国交省に行って、先ほど私も法律の中身が良くわからないのですが、車歩道分離だったら認められるのかというようなお話、それが法律が改正になって一切そういったものもダメなのかということも踏まえてですね、県と協議をする中で方向性が見えてくると思っていますので、それらについて方向性が見えたら、まず野崎の区長会の皆様にご連絡をさせていただいて、これはこういうことです、ここまで活路というか、ここに行けそうですということであれば、国交省そしてJRの方と、その先になる話だと思いますけれども、まずは県の県土整備部になると思っておりますが、そちらと協議をさせていただいて、今日の皆様からいただいたご意見はお伝えしながら協議していきたく思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

### 懇談テーマ3【意見】

区長会といたしまして、市に対しましては大変な問題ではありますが、生活住民のことをお考えいただき、ぜひその辺の協議を良い方向にしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

### 懇談テーマ4

野崎駅のエレベーター設置について

昨年は、「弱い立場にある人々が安全に使える公共手段」を掲げ、JR東日本と協議を進めていくとの回答であったが、その後の進捗状況を伺いたい。

乗車人員推移によると、野崎駅の乗車人員(※)は1,057人で、片岡駅の乗車人員(※)は541人で野崎駅の二分の一程度の乗車人数でエレベーターが設置されている。この違いは何故か。

また、地域住民並びに野崎工業団地の会社に勤める多くの勤労者が、早期のエレベーター設置を数十年前から望んでいる。是非とも一合目にも達していない課題解決のための第三者委員会を設置して、スケジュールを示していただきたい。

※2021年1日の平均乗車人員

### 【回答】

野崎駅のエレベーター設置を含む野崎駅東口周辺整備の全体の進め方といたしましては、平成31年1月に、野崎駅の橋上駅舎整備手法について、JR東日本株式会社大宮支社に確認いたしましたところ、「橋上駅舎、駅前広場、自由通路整備はセットで行うことが基本である」との回答がありましたので、まずは、都市計画道路3・3・3号野崎こ線橋通りの整備を最優先に進め、その後、都市計画道路3・4・7号野崎駅東口線の整備を行い、最後に、橋上駅舎化の整備を一体的に進めてまいりたいと考えております。

現在、本市では都計道3・3・3号の側道等の整備のため用地買収を進めているところでございます。

エレベーターの設置についてのJR東日本との協議の進捗状況でございますが、都市計画道路（都市計画道路3・3・3号、都市計画道路3・4・7号）を優先して整備していく方針でありますことから、自由通路及びエレベーターの設置を含む橋上駅舎化については、まだ協議を行っていない状況でございます。

片岡駅のエレベーター設置につきましては、詳しいことは存じ上げませんが、片岡駅の橋上駅舎化に伴い整備されたもので、矢板市の総合計画に基づき整備されたものと考えてございます。

問題解決のための第三者委員会を設置して、スケジュールを示していただきたいとのことでございますが、第三者委員会とは、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、公正・中立な立場から、対象事案につき事実関係を究明・把握・認定し、必要に応じて意見等を形成し、これを報告することを目的とするものでございます。

エレベーター設置を含む橋上駅舎化の整備につきましては、第三者委員会が行う事案ではなく、市が責任を持って計画するものと考えており、事業実施の際には必要に応じて公聴会等、広く住民の皆様の意見を聞く機会を設けて進めてまいりたいと考えております。

#### 懇談テーマ4【再質問】

エレベーターについてはですね、歴代の市長さんが取り組んできていると思います。それで、今までできなかったんですね。もう何十年で。相馬市長さんが道筋をつけないとね、おそらくできないと思います。

だから唯一の道筋をつける市長さんは相馬さんじゃないかなと私は思っています。ですから、エレベーターの促進協議会とか作っている自治体もあります。例えば、千葉県の御宿町。ここはですね、一生懸命やっているんです。ちょっと調べてきたのですが、駅の利用者の数は野崎駅より少ないんですね。

非常に石田町長さんがやっています。平成24年に手を挙げて、「私はエレベーター作ります。」ということで当選しまして、今までやっています。

それで、人口7,500人くらいしかないと思うんですよ。大田原市7万100くらいですよ。歳入は35億くらいしかないんですよ。大田原市300くらいですよ。10倍くらいの差があるところで、それで高齢化率が50%です。3,800人も高齢化になっているんです。

その町長が一生懸命エレベーターを作ろうということで当選して、ここは観光で食っているんですね。月の砂漠とかいう歌があると思うんですけど。

それで、途中で議会からですね、法案通すからあなた辞めてくださいって言って辞めました。辞めて立候補して当選したんです。エレベーターはもう、エレベーターを生きがいと言うんじゃないんですけど、それでマニフェストやっていますから町の職員は大変。

1年に4回、5回、JRそれから国交省に掛け合いを入れて、財政基盤が弱いからそういうところで一生懸命やっているんで、大田原市はそれに比べたら本当にお金、確かになんかと思えますけど、なんとかなるんじゃないかな。

やっとならね、平成24年から取り組んでいるんですけど、やっとなら協議会というのを作らなければダメだということで、町長だけが一生懸命やっとならダメなんですよ。やっぱり周りの企業さん、例えば大田原だと協議会つくって会長は相馬市長。商工会議所の会頭とかね。そういう人が入ってやっとなら協議会ができたんです。

ただ、協議会作ってからだいたい10年くらいまたかかるんですよ。JRの方に計画に載せてもらわなければならないので、だから相馬市長さんはその辺くらいまではやっていただいて、やっていただいてって失礼ですけど、3期12年、そのくらいやらないと目鼻がつかないと思います。

石田町長さんに負けないようにですね、なんとか野崎駅にエレベーターを、協議会を作っとならやっていければなと思っています。

ただ、毎年毎年こういう懇談会で言っているだけでは全然進まないの、ぜひ第三者委員会は趣旨が違うよということで説明がありましたけど、なんとか協議会を作っとならだいて、揉んでいただいてですね、道筋を作っとならだければありがたいなと思っています。ですのでよろしくお願いいたします。

#### 【回答】

ご期待をいただきありがとうございます。先ほど建設部長の方からもお話がありましたが、エレベーターと橋上駅舎化ですね。これはあくまでもセットだと言われているということなので、これが分離さえできればエレベーター、自由通路ですね。これは私はなるべく早いうちにできるのではないかと思います。

この橋上駅舎と一緒にしなければいけないという縛りがあるものですから、そうなりますと、片岡も含めて市議会の議場でも答弁させていただきましたけれども、セットになりますと20億、30億、40億というお金が必要でございまして、これは国の交付金と言

いますか、補助金の対象にならないものですから、全額大田原市のお金を持ち出してやっていかなければいけないのですが、通路にエレベーターですね、通路に関しては若干交付税措置か何かを受けられると聞いているので、これが橋上駅舎と一緒に言われると、なかなか金額的に大変厳しいものがあるので前に進まないのですが、これが切り離しが可能だということになれば、もう少し前に進むことができるのかなと思いますので、今、ご紹介がありました御宿ですね。海がきれいな九十九里浜の方、近くにある御宿の町の例であるとか、色々な全国の例なども調べまして、橋上駅舎と別に整備できるということであれば、もう少し早くできるのではないかと思います、少し他のそういう事例なども調査をさせていただいて、取り組みをさせていただきたいと思いますのでご理解いただければと思います。

#### **懇談テーマ4【再質問】**

今、市長さんからですね、分離してやれば早くできるかもというご提案がありましたのでぜひ、そうお願いしたいのですが、私も野崎地区の自治会で集まって期成同盟会というのを立ち上げました。今年の4月に。

先ごろ、片岡駅に行って、矢板の市役所にも行って説明を聞いてきました。色々勉強しているんですが、片岡駅については東西連絡通路の両側にエレベーター、ホームにエレベーター、両側ですね。4箇所あります。

野崎駅について考えた場合に、やはりホームには当然エレベーターがないと、お年寄り、後は大きいバッグを持った工業団地などに来ている人、大きいバッグ・キャリーバッグを持って大変な思いをしてあそこの階段を登っています。

そういう意味で、令和16年の頃まで待っていたのでは、あと10年以上もかかる。そうすると、みんなここにいる人、死んじゃう人も結構いますよね。俺、死んじゃうって言っています。あと10年もかかったら。

だから、できるだけ早くホームにだけでもエレベーターをつけて欲しいということで、期成同盟会のスローガンも野崎駅にエレベーターの早期設置というのをスローガンに掲げて、横断幕を作って間もなく駅の近くに掲げる予定をしておりますので、ぜひとも橋上化ではなくても、早急にエレベーターの設置だけはお願いできないかと、お願いしたいと思います。

#### **【回答】**

繰り返しになりますが、今のところセットでなくてはいけないとJRの方から言われていますので、まずはJRと話をして、分離できるものなのかどうか、まずはそのところから入っていかないとはいけません。

それと全国の色々な事例を見て、それも研究させていただきたいと思いますが、まずは橋上駅舎と通路がセットだと言われているところが前に進まない大きな要因でございますので、若目田さんが言われていることは十分わかりますので、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### **懇談テーマ4【意見】**

橋上化とのセットということで、市長心配されて…。

栃木県はそういう大宮支社。JR。先ほど言いました御宿はエレベーターだけなんです

よね。それでやっているんです。橋上化ではなくて、駅も本当に野崎駅、写真見ると。野崎駅と同じような感じ。何も無い。何も無いと言うと失礼ですけど、駅前何も無い。駅が野崎駅と同じような建物。

町長が一生懸命24年に当選して、職員大変。議事録すごいです。令和3年と令和4年の議事録もホームページに載っています。

ですから、ぜひなんとかですね、研究していただいて、よろしくお願いします。

#### **懇談テーマ4【意見】**

野崎地区区長会としましても、よろしくお骨折りをいただきたいと思います。

#### **懇談テーマ4【意見】**

本件に関しまして、東北本線唯一の大田原の駅という、こういう大きな強みのある資源を抱えているんですけれども、現在のところ、あまりこの資源がうまく活用されていないのではないかと私は感じます。

これらをうまく活用することによって、野崎駅の利用者も増えるし、認可もおりやすくなる。世間から注目を浴びることになろうかと思います。

ある第三セクターの鉄道ですか、通学の定期券を3分の1か何かにした。そうしたら収入が落ちるのではなくて、逆に増えた。そういう事例もございます。

一時は損をするかも知れませんが、そこにしっかりとの方針を持って、資源を育てるために投資をしていけば、必ずや大田原市唯一の、この東北本線の貴重な大田原唯一の駅が活性化をして、野崎の工業団地を訪れる皆さんにも、良い影響を与えて、県の認知ランキングワースト何だなどという話も過去にありましたけれども、そのようなことのない、大田原市、住み良い町にランクアップをどんどんされていくのではないかなと思うので、ぜひ。

私が考えているのは、西那須野と大田原中心部をつなぐのではなくて、461号線、比較的空いている道路ですから、中心部と野崎駅を結んだ通勤・通学バスを走らせてですね、野崎駅の利用者を増やして、JRにもアピールをしていく。そういったことが大田原市として取り組む第一歩ではないかと。

それによって、駅舎の改築・改装に弾みをつけるひとつの手立てになるのではないかと考えていますので、ひとつの案として、ぜひご検討いただければと思います。

※会議時間超過のため、以降の懇談テーマについては【市からの回答内容】の読みあげを省略し、概要のみを担当部長から説明いたしました。

#### **懇談テーマ5**

管理放棄地になっている山林について、地元の住人の所有であれば、話し合いもできるが、所有者がわからない場所について、道路課から連絡をしていただいたが改善されない。引き続き市から強く指導していただき、改善をしていただきたい。

また、現在小学生の通学路に出ている木の枝等の伐採を行い、歩道の整備をお願いしたい。

●具体的な場所：国道4号の石上小学校から那須塩原市に向かう約1kmの区間の両側

### 【回答】

管理放棄地になっている所有者がわからない山林への対応について、お答えいたします。現地を確認いたしましたところ、法定外公共物（赤道）を通行するうえで、支障になる樹木が確認されましたので、適正に管理するよう所有者に再度通知いたします。

今後危険性が高まった場合には、更なる対応を検討してまいりますので、地元の皆様と情報共有や連携を深めながら対応してまいります。

次に、国道4号の木の枝等の伐採の要望について、お答えいたします。

通学路として石上小学校から那須塩原市に向かう約1 km区間の国道4号の歩道についてですが、現地を確認いたしましたところ、一部でございですが、腐食している樹木も見受けられましたので、道路管理者であります宇都宮国道事務所に地域の要望としてお伝えいたします。

### 【補足事項】

管理放棄になっている山林についてでございますが、国道4号の部分につきましては、既に宇都宮国道事務所矢板出張所に連絡済みでございますが、現地確認の上、対応するとの回答をいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、適正管理されていない所有地の樹木につきましては、危険がかなり迫ってくるというような状態になってございましたら、市の方にご一報いただければ私どもの建設の方で検討したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

## 懇談テーマ6

### 空き家（廃屋）対策について

持ち主が不明や、例えば5年以上手つかずの家屋の対応を考えてほしい。

また、空き家対策に関する条例はあるのか伺いたい。

自治会として、火災の問題や植木・鳥獣・シロアリ等、管理が難しい。

自治会から市を経由して、持ち主に植木等の処理を依頼しても、まったく対応しない。

### 【回答】

市の空き家対策につきましては、平成26年度に国で「空家等対策の推進に関する特別措置法」いわゆる空き家法を、同年に市で「大田原市空家等の適正管理に関する条例」いわゆる空き家条例を制定しており、管理不全な空き家について、この法令に基づき、所有者に対して適正に管理するよう指導し、改善を促しております。

管理不全な空き家につきましては、通知による改善指導を行い、改善が見られない場合は再度の通知、所有者宅への訪問等で対応しております。

それでもなお、改善が見られず、近隣の方に危険が及ぶ場合は、法令に基づき、空家等審議会へ諮問・答申を得て、特定空家等に認定し、行政代執行という形で解体する方法もありますが、個人の財産に直接介入をすることになりますので、慎重にすべきと考えております。

また、人命に被害が及ぶ場合は、緊急安全措置として、市で応急的に対応し、建築物の一部が飛散する恐れがある場合は、消防及び警察と連携して対応する場合がありますので、その際はご連絡いただければと思います。

草木の越境や動物の住みつき等、管理されない空き家について、自治会として非常に心配されていることと思いますが、空き家は原則として、所有者が管理するものであることから、市からも粘り強く所有者へ接触し、改善するよう指導してまいります

#### 【補足事項】

ご指摘の空き家につきましては、私どもの方で所有者の方を確認いたしまして、既に連絡がついておりまして、分譲地の一角だと思っておりますけれども、既に木の方が伐採されていると思いますので、ご確認をいただいて、もし場所が違うということであれば、建設部の建築住宅課(TEL:0287-23-8724)の方に再度ご連絡いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

#### 懇談テーマ7

薄葉小学校の体育館は非常に古く狭い。  
このため、児童全員が入るには困難であることから、早急に建て替えをして欲しい。  
また、体育館東側が夜暗いため、街灯を設置して欲しい。

#### 【回答】

薄葉小学校につきましては、昨年度普通教室棟の大規模改修工事を実施し、校舎の屋根、外壁、廊下天井、床、LED照明を改修いたしました。さらに、昨年度の市政懇談会でご要望のありました体育館入口付近の手すりについても、学校と協議の上設置をしたところ  
です。

体育館の建替えにつきましては、昨年度も同様のご質問をいただきましたが、建築年度が昭和55年で、建築年度順で言いますと市内小学校19校のうち10番目の古い建物であり、また建築後44年経過しているため、老朽化も目立ってきております。延床面積は601平方メートルで児童一人当たりの床面積割合が約2.55平方メートルとなり、西原小学校、大田原小学校、市野沢小学校に次いで4番目に児童一人当たりの床面積が狭い体育館ということになります。

#### 【補足事項】

回答につきましては記載のとおりでございますが、ご不明な点がございましたら、教育委員会、教育総務課(TEL:0287-23-3112)でお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。